

千葉市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人千葉市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医薬品・衛生資材の供給等）

第3条 乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

2 乙は、千葉市総合保健医療センター内千葉市休日救急診療所に備蓄する災害時用医薬品等の維持管理に協力するものとする。

（災害時医療救護計画の策定及び提出）

第4条 乙は、医療救護活動を実施するために、災害時医療救護活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき策定した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

（薬剤師の業務）

第5条 薬剤師の業務は、次の各号に掲げる業務を行う。

（1）医療救護班の班員として、救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導

（2）医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理

（3）その他医療救護班の指揮者が指示する事項

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練への参加）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

（医事紛争の措置）

第8条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発

生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 乙が調達した医薬品、衛生資材の実費
- (3) 薬剤師が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費
- (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (5) 合同訓練時における医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限終了前1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成17年 4月 1日